

# 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人 埼玉県木材協会

平成18年8月23日 作成

平成18年8月23日 公表

## 第一 目的

本実施要領は、一般社団法人埼玉県木材協会（以下「当団体」という）が平成18年7月12日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る一般社団法人埼玉県木材協会行動規範」（以下「行動規範」という）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という）の内容を定めるものである。

## 第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、当団体の合法木材供給認定事業者（以下、「認定事業者」という）として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、当団体の会員を対象とする。ただし、当団体の会員たる団体に所属する事業者については、当団体の会員と見なして認定の対象とする。
- 3 前項の、対象事業者以外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

## 第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を、別記1-1で定める手数料を当団体へ提出しなければならない。
- 2 なお、第二の2の但し書きの事業者の場合は、別記1-2による事業者の属する会員団体の推薦を付して認定申請書を提出することとする。

## 第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要ある場合は 現地審査を実施する。

3 当団体は審査結果を申請者に通知するものとする。

#### 第五 合法木材供給事業体の認定要件

認定事業体は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」と言う）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

#### 第六 合法木材供給事業体認定書の交付及び公表

- 1 当団体は認定事業体に対して、別記2で定める「事業体認定書」を交付するとともに、認定事業体として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業体認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

#### 第七 証明事項の記載

- 1 認定事業体は、合法木材の出荷にあたって、納品書等に団体認定番号及び合法材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

#### 第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業体は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 当団体は、認定事業体からの報告を取りまとめ、概要を報告する。

#### 第九 立ち入り検査

当団体は、必要に応じて、認定事業体による合法木材の取り扱いが適性であるか否かを検査することが出来るものとし、認定事業体は、当団体から検査を行う旨通知を

受けた場合は必要な情報の提供をするなど当団体に協力しなければならない。

#### 第十 変更及び再交付

- 1 認定事業体は、第六第1項登録書の交付を受けた内容に変更があったときは、遅滞なく合法木材供給事業者認定変更申請書（別記6）を別記6-1の手数料を添えて提出するものとする。
- 2 当協会は、前項の申請があったときは、登録書を再交付することができる。

#### 第十一 認定事業体の取り消し

- 1 当団体は、認定事業体が次のいずれかに該当するときは、認定を取消することができるものとする。又、悪質と考えられるときは、事業体名等を団体のホームページ等に公表できるものとする。
  - ①証明書の記載事項に虚偽があったとき。
  - ②定事業体から認定の取り消し申請があったとき。
  - ③認定事業体が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当団体は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業体に送付するものとする。

附則 この実施要領は平成18年8月23日から施行する。  
この要綱の一部変更は平成19年1月1日から施行する。